

随意契約理由書

件名	春日野道地下道補修工事	
契約の相手方	株式会社山田工務店	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、令和2年3月13日に制限付一般競争入札に付したが、応札がなく入札中止となった案件である。</p> <p>春日野道地下道は平成26年度に行われた地下道の定期点検において、漏水やひび割れが多く早期な補修が必要と判定され、また利用者から汚い、暗いといった通報を多く受けているため、早期の着工が必要である。</p> <p>上記業者は建設協力会に属しており、土木工事だけでなく建築工事において塗装、サイディングの工事経験がある。また会社の所在地が現地に近く、当該地下道の状況を把握しており、円滑・迅速かつ確実な施工が期待できる。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項8号「競争入札に対し入札者がいないとき」に該当することから、上記業者に随意契約を行い、早期の工事着手を図るものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局道路工務課 建設局中部建設事務所	(電話番号 595-6428) (電話番号 511-0515)